

<特集号>

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

トピックス：中国における輸入延払決済の外貨管理に係わる追加通知について

2008 年 7 月に発表された輸出入決済に係わる外貨管理強化策の一環として、10 月 1 日より輸入延払決済に係わる新たな登記制度（「貨物貿易項目下外債登記」）が実施されますが、9 月 28 日に国家外貨管理局のホームページに関連する 3 つの文書（*1）が掲載されましたので、その概要をご案内します。

*1: ①「企業貨物貿易項目下外債登記管理問題回答（第三期）」

→ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/308092901.pdf>

②「貿易与信登記管理システム（延払部分）操作手引」

→ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/308092902.pdf>

③「企業の延払登記管理業務を行うことの関連問題に関する通知」（匯発【2008】46 号）

→ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/308092903.pdf>

なお、当初の通知（*2）において解釈が不明で、今回の通知において明確となった主な点は以下の通りです。また、次頁の表は今回の通知を踏まえた「輸入延払登記」制度の概要です。

*2: ①「企業貨物貿易項目下外債登記管理の実施に関する通知」（匯発【2008】30 号）

→ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/308070902.pdf>

②「企業貨物貿易項目下の外債登記管理問題への回答（第一期）」

「企業貨物貿易項目下の外債登記管理問題への回答（第二期）」

→ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/308090304.pdf>

■ 今回の通知で明確となったポイント：

➤ 10 月 1 日より前に通関した輸入延払の取扱いについて：

10 月 1 日以降の延払登記の対象は、①10 月 1 日以降新たに締結する輸入契約で、約定した対外支払日が税関の輸入通関申告書発行日から 90 日超のもの、及び②10 月 1 日より前に締結した輸入契約で、10 月 1 日以降通関を行い、約定した対外支払日が税関の輸入通関申告書発行日から 90 日超のもの。（従って、10 月 1 日より前に通関し、ユーザンス期間が通関後 90 日超で 10 月 1 日以降に決済日が到来する延払は、10 月 1 日以降の登記不要。）

➤ 輸入延払登記の対象となる取引：

T/T(送金)及び D/A(取立て)。(L/C は登記不要。)

➤ 輸入延払の対外決済限度額について：

通関後 90 日超の延払年度対外支払額の累計は、原則、前年度輸入外貨支払総額の 10%以内。延払年度対外支払限度額が不足する場合、外管局は企業の実需等に基づき、限度額の調整を行う。（増加後の最大枠：大型プラント生産企業⇒前年度輸入支払総額の 30%以内、その企業⇒同 20%以内。）

■ 輸出入決済に係わる外貨管理強化の概要：

登記の種類	対象	規定
2008年10月1日以降	貨物貿易項目下外債登記 通関後90日超の輸入延払	【延払契約登記】 ・10月1日から新たに締結する輸入契約で、約定された対外支払日が税関の輸入通関申告書発行日から90日超の場合、契約締結日から15日以内に登記が必要。 【延払引出登記】 ・10月1日から新たに発生する貨物輸入で、輸入通関申告書の税関発行日後90日を越えても対外支払を行っていない場合、税関発行日から90日後より15日以内に引出登記が必要。 ・輸入契約で約定された対外支払日が税関発行日から90日を越えないが実際に通関後90日を越えても対外支払を行っていない場合、税関発行日から90日後より15日以内に、同時に契約登記と引出登記が必要。 【延払消し込み】 ・延払い対外支払手続きと同時に、銀行が消し込み登記を行う。 【延払対外支払限度額】 ・登記済み延払年度対外支払額の累計は、前年度輸入外債支払総額の一定比率（延払基礎比率）以内。延払基礎比率は原則、前年度輸入支払総額の10%以内。 ・長期的且つ安定的に延払を行う企業で、延払年度対外支払額が不足する場合、外管局は企業の実需等に基づき、延払基礎比率の調整、或いは年度対外支払限度額を超過する延払の審査認可を行う。 （延払基礎比率調整後の限度額：大型プラント製造業⇒前年度輸入支払総額30%、その他企業⇒同20%）
従来	延払外債登記	20万米ドル以上、且つ通関後180日以上 登記可能額は残高で前年度の輸入支払総額の10%以内。
	延払登記	50万米ドル以上、且つ通関後90日以上 登記金額の制限無。

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
海外アドバイザリー事業部
中国グループ 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。